

「広島メンネルコール」団員のしおり

(団員)

- ・ 団員は団の事業（演奏活動、練習、その他行事）に主体的に参加する。
- ・ 団員は団費を適正に納入する。
- ・ 団員はその他必要な団の維持運営に協力する。

(団費)

団費は、一般：3,000円／月（学生：1,500円／月）とし、原則当月末までに会計に納入する。但し、仕事その他の事情により半年を超えて日曜練習中心の参加の場合は、以下の特別団費を適用できる。

（本人がパート幹事、または団長に届け出る。）

〔特別団費〕6,000円／半期（1,000円／月の支払いも可能）

1月と7月当初に団員として登録されていた場合 原則当月末までに会計に納入する。新入団または復団した月の団費は免除し、翌月から納入する。団費の納入が3ヶ月以上遅れる場合は、役員会で対応を協議する。

(入団)

入団希望者は、所定の書類を団に提出すれば入団できる。

(休団)

事情により半年以上にわたって団の活動に参加できなくなった場合は、休団する旨届け出る。休団中の団費は免除する。（期間を最大2年とし、半年毎に本人が届け出る。2年を越えた場合は、一旦退団したものとみなしOBとして登録する。）半年未満の場合は休団とせず、特別団費を適用する。

(退団)

事情により退団する場合は、本人がその旨届け出る。退団する月までの団費は納入する。退団者をOBとして登録する。

1年以上連絡の取れない休団者や長期欠席者は、役員会で協議した上、退団したものとみなす。

(復団)

休団中の団員やOB（以前団員として活動していた人）は、いつでも復団することができる。

(特別分担金)

団員は、演奏会・合唱フェスティバル・コンクール等へ参加する場合、別に定める特別分担金（チケット代・参加費等）を負担する。

(団員名簿)

本団の名簿整理（団員の構成見直し）は、毎年2月に人事担当運営委員がパート幹事とともに、役員会で確認の上配布する。